

技術講習制度の実施要領

(令和元年5月1日施行)

【目的】

現在、建設工事技術の高度化・多様化に対処するべく、県内企業の技術力の向上が求められている。

このことは、公共事業の発注者である県としても、実際に高度な技術力を必要とする公共事業を発注する場合には、県内企業にその施工に必要な技術力が伴っているか否かを判断した上で発注することとなる。

そこで、企業が自助努力によって技術力の向上を図ることに重点を置きながら、企業の自助努力がより効果的に進められるよう、県としてもそれを支援する。以上より、次の技術講習制度を実施し、県内企業の技術力の向上を図る。本要領は、技術講習制度を実施するにあたり、運用上の基準を示すものである。

【技術講習制度の実施概要】

1. 技術講習は、当面ナトム工法とする。
2. 技術講習制度は、専門的な技術・知識の修得を図るため、第1次講習、第2次実務従事、第3次講習からなる。
第1次講習は専門的な知識の修得を、第2次実務従事は専門的な技術の修得を、第3次講習は公共工事に携わるにあたっての安全管理の確保及び実務上の注意点の修得を図るものである。
3. 受講対象者は、県内の主たる営業所に勤務する技術職員とする。
4. 技術講習に要する費用は受講対象者を雇用する企業の負担とする（第3次講習を再受講する場合を含む）。

【第1次講習】

1. 第1次講習は、(一財)全国建設研修センターが建設技術等の普及向上を図ることを目的として実施している研修のうち次のものを受講する。
研修名：ナトム工法
2. 前項の研修を修了した者を第1次講習修了者として認める。

【第2次実務従事】

1. 第1次講習修了者で監理技術者資格証の交付を受けている者を対象とする。
2. 対象者で、第2次実務に従事しようとする者は、事前に、実務の従事届出書（以下「従事届」という。様式1）、(一財)全国建設研修センターの修了証書の写し、監理技術者資格証の写し及び関係書類（様式1-1、1-2）の写しを県に提出した後、実務

(トンネル工事(ナトム工法))に従事する。

3. 従事届は(一財)全国建設研修センターが行う研修修了後、2ヵ年以内に県に提出された書類を有効とする。
4. 実務従事は、実働180日以上とし、県に従事届を提出した後、実務従事を開始した時点起算日とする。この実務従事は、企業の自助努力を原則とする。
5. 県は、従事届の受領後、実務従事期間中、随時に、従事届の箇所において従事内容を調査・確認する。
6. 実務従事修了者は、実務従事修了届出書(様式2)、実務従事証明書(様式3)、実務従事修得項目一覧表(様式4)、経歴書、賃金台帳若しくは雇用証明書、出勤簿及びその他実務従事内容を確認できる書類(任意の様式)を県に提出する。
7. 県は上記6の書類を受領後、実務従事の内容等を審査・確認し、実務経験証明書(様式5)を交付する。
8. 事前に従事届の提出されていない実務従事証明書は無効とする。

【第3次講習】

1. 県から実務経験証明書を交付された者で監理技術者資格証の交付を受けている者を対象とする。
2. 対象者は、県が行う第3次講習を受講することができる。
3. 県は、公共工事の施工に伴う安全管理の確保、ナトム工法の実務上の注意点に重点を置いた講習を実施する。
4. 第3次講習修了者には、技術講習会修了証書を交付する。

【講習制度を修了した技術者に対する措置】

1. 上記の「第1次講習」、「第2次実務従事」、「第3次講習」の全てを修了し、技術講習修了届出書(様式6)を提出した者は、ナトム工法について技術修得がなされたものとして取り扱い、技術講習修了者整理簿(ナトム工法)(以下、「整理簿」という。様式7)に登載する。
2. (1) 技術者が整理簿に登載された企業(以下、「所属先企業」という。)から移動したときは、所属先企業移動届出書(様式8-1)により、その旨をすみやかに県に届け出る。ただし、移動後1ヶ月以内に別の企業に雇用された者については、この届出は(2)の届出と兼ねることができる。

(2) 所属先企業を移動した技術者が、別の企業に新たに雇用された場合、所属先企業変更届出書(様式8-2)によりすみやかにこれを県に届け出、当該企業での雇用が確認された後、整理簿を更新する。この場合には、新所属先企業を請負業者評定調書(技術講習修了者・ナトム工法)(以下、「評定調書」という。様式9)に登載する。また、当該企業がすでにこれに登載されている場合には登載技術者情報を更新する。

(3) 技術者が所属先企業から移動したにもかかわらず、上記(1)及び(2)の届出を怠った場合、または届出があっても(2)の雇用確認ができない場合には、整理簿及び評価調書から当該技術者情報を抹消する。

3. 整理簿に登載された技術者は、「第3次講習」を3ヵ年ごとに受講しなければならない。受講すべき年度の第3次講習を受講しなかった場合、整理簿及び評価調書から技術者情報を抹消する。
4. やむをえない事情により受講すべき年度の第3次講習を受講できない者は、あらかじめこれを届け出ることにより、翌年度の第3次講習までの間に限り、整理簿及び評価調書から抹消しない。ただし、受講すべき年度の第3次講習から起算して、連続3回を超えて第3次講習を受講できない場合は、理由の如何によらず整理簿及び評価調書から抹消する。なお、この届出は講習欠席届(様式10)による。
5. 上記2～4により整理簿、評価調書から抹消された技術者は、抹消の後再び第3次講習を受講し、これを修了することにより、再度、整理簿及び評価調書に登載する。なお一旦抹消された技術者は、抹消後10年以内に第3次講習を受講し、これを修了しなければ再度の整理簿及び評価調書への登載を認めない。

【講習制度を修了した企業に対する措置】

1. 整理簿に登載された技術者を雇用している企業にあつては、当該工法について技術修得があるものとして取り扱い、評価調書に登載する。
2. 整理簿に登載された技術者を雇用している企業は、県発注工事であつて、技術講習修了(ナトム工法)を入札参加への要件とするものについて、参加することができる。
3. 整理簿に登載された技術者が全て退職した場合、当該企業のナトム工法の技術修得はなされていないものとして、当該企業を評価調書から抹消する。
4. 評価調書中の企業名、所在地、建設業許可番号、在籍ナトム技術者数を一般公開用請負業者評価調書(ナトム工法)(様式11)に登載し、一般公開する。

附則

(実施期日)

この技術講習制度の実施要領は、平成20年10月15日から施行する。

(規定等の改廃)

本要領の施行にともない、平成12年9月1日施行の「技術講習制度の実施要領(改訂)について」は廃止する。

附則

(実施期日)

この技術講習制度の実施要領は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附則

(実施期日)

この技術講習制度の実施要領は、平成 29 年 9 月 5 日から施行する。

附則

(実施期日)

この技術講習制度の実施要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

(様式1)

実務の従事届出書

私は、下記の企業のトンネル工事現場（ナトム工法）に従事することを届け出ます。

令和 年 月 日

奈良県県土マネジメント部長 殿

技術者 氏名.....印
住所.....

記

技術者を受入れた企業	商号又は名称	
	所在地	
	現場事務所	
	現場代理人	
受入れ予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (期間 ヶ月)	
技術者を派遣した企業 (技術者の勤務先)	商号又は名称	
	所在地	

添付書類

- ・(一財)全国建設研修センターが実施した研修(ナトム工法)の修了証書の写し
- ・監理技術者資格証の写し
- ・技術者を派遣した企業から受入れ企業への依頼書の写し(様式1-1にならう事)
- ・技術者を受入れた企業から派遣した企業への承諾書の写し(様式1-2にならう事)

(様式 1-1)

技術者受入依頼書

令和 年 月 日

<受入先企業>

企業名.....

氏名様

(決裁権を有する方のお名前)

<派遣元企業>

企業名.....

所在地.....

土木基礎知識・技術修得研修について (依頼)

この度、当社の土木技術者を、研修生として受け入れていただきたく下記のとおりお願い申し上げます。

記

1. 研修目的

研修希望者.....は、(一財) 全国建設研修センターにおいてナトム工法の技術研修を平成 年 月に修了しましたが、貴社のトンネル工事現場(ナトム工法)で、実務従事経験を受けることを依頼いたします。貴社には誠にご迷惑をおかけいたしますが、何卒よろしくお願いいたします。

※不要部分は二重線で取り消してください。

2. 研修者 氏名.....

生年月日.....

3. 研修期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (予定)

4. その他 給与、交通費、及び各種保険料等の諸費用一切は当社が全額負担いたします。その他諸事については、貴社のご指示に従います。

以上

添付書類 ・ 本人経歴書
・ 当社工事経歴書
・ その他関係書類

(様式 1-2)

技術者受入承諾書

令和 年 月 日

<派遣元企業>

企業名

.....様

<受入先企業>

企業名

.....
.....

研修生の受け入れについて (承諾)

ご依頼の貴社の土木技術者を、下記のとおり、研修生として受け入れします。

記

1. 研修概要 場所 :
仮称 :トンネル
現場代理人 :
2. 研修者 氏名.....
生年月日.....
3. 研修期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (予定)
4. その他 給与、交通費、及び各種保険料等の諸費用一切は貴社で全額負担をお願いいたします。その他諸事については、当社の指示に従うようお願いいたします。

以 上

(様式2)

実務従事修了届出書

令和 年 月 日

奈良県県土マネジメント部長 殿

当社技術者.....は、平成 年 月 日 ~ 平成 年 月
.....日の間、.....トンネル工事現場（ナトム工法）の実務従事を修了し
たので届けます。

※不要部分は二重線で取り消してください。

商号又は名称.....

所在地.....

代表者.....印

添付書類

- ・ 実務従事証明書（様式3）
- ・ 実務従事修得項目一覧表（様式4）
- ・ 経歴書
- ・ 賃金台帳、雇用証明書、出勤簿、その他実務従事内容を確認できる書類

(様式3)

実務従事証明書

住所
氏名
所属企業名

上記.....は、平成.....年.....月.....日～平成.....年.....月.....日の間、.....トンネル工事現場（ナトム工法）に実務従事した者であることを証明する。
※不要部分は二重線で取り消してください。

令和.....年.....月.....日

技術者を受入れた企業（※1）
商号又は名称.....印
所在地.....
電話番号.....
.....トンネル工事現場
現場代理人.....印
工事現場住所.....
電話番号.....

証明内容

実務従事の具体的内容及び期間（○は、該当する項目）

- ・仮設備（具体的に、.....年.....月.....日～.....年.....月.....日
（期間.....ヶ月、【実勤務日数.....日】）
- ・掘削工（具体的に、.....年.....月.....日～.....年.....月.....日
（期間.....ヶ月、【実勤務日数.....日】）
- ・運搬工（具体的に、.....年.....月.....日～.....年.....月.....日
（期間.....ヶ月、【実勤務日数.....日】）
- ・支保工（具体的に、.....年.....月.....日～.....年.....月.....日
（期間.....ヶ月、【実勤務日数.....日】）
- ・覆工（具体的に、.....年.....月.....日～.....年.....月.....日
（期間.....ヶ月、【実勤務日数.....日】）
- ・その他（具体的に、.....年.....月.....日～.....年.....月.....日
（期間.....ヶ月、【実勤務日数.....日】）

（.....）トンネル現場概要

発注機関名.....
請負業者名.....
工事名.....
工事番号.....
工事場所.....
契約工期.....年.....月.....日～.....年.....月.....日
工事概要.....延長.....工法.....

備考（※1） 技術者を受け入れた企業の証明は、元請業者とする。
共同企業体の場合は、現場代理人が所属する企業名とする。

(様式4)

実務従事修得項目一覧表

ナトム工法

項 目	工 種	実 務 経 験
掘削	掘削方式	
	掘削工法	
	ずり処理	
	工事中の排水	
吹付コンクリート	吹付方式	
	吹付の施工	
鋼製支保工	鋼製支保工の施工	
ロックボルト	ロックボルトの施工	
二次覆工コンクリート	型枠	
	覆工の施工	
	インバートの施工	
	防水工、排水工	
補助工法	ト初工法における補助工法	
	湧水対策	
坑口部施工法	坑口部の条件	
	坑口部の施工	
機械設備	NATM 機械設備	
	穿孔機械	
	掘削機	
	ずり積機、ずり運搬機	
	吹付コンクリート設備	
	換気設備	
計測	観測、計測	
公害対策	騒音、振動	
	湧水	
	建設廃棄物	

(様式5)

実務経験証明書

年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者

殿

奈良県県土マネジメント部長

下記の者はトンネル工事（ナトム工法）における実務経験を有するものと認めます。

記

技術者氏名：

生年月日： 生

(様式6)

技術講習修了届出書

私は、ナトム工事に関し、第3次技術講習を修了したので技術講習修了届を提出します。

令和 年 月 日

奈良県知事

殿

技術者 住 所.....
氏 名.....印

記

技術者の勤務先	商号又は名称	
	所在地	
技術者の資格		
第3次講習修了認定日		

添付書類

- ① 第1次講習の(一財)全国建設研修センターが行ったナトム研修の修了証書の写し
- ② 第2次実務経験の県が交付した実務経験証明書の写し
- ③ 第3次技術講習会修了証書の写し
- ④ 監理技術者証の写し
- ⑤ 技術者が所属先企業に雇用されていることを証明するものの写し (社会保険加入証明書、健康保険証、雇用保険加入証明書、直前3ヶ月分の給与台帳、出勤簿等の写しのうちいずれか)。

※ 最初に受ける第3次講習においては、①から⑤の書類全てを、2回目以降の再講習においては、③④⑤の書類を添付すること。

(様式7)

技術講習修了者整理簿（ナトム工法）

令和 年 月 日現在

技術者 番号	技術者	住所		
		氏名		
		資格		
	技術者の勤務先	商号又は名称		
		所在地		
技術講習修了認定日				
技術者 番号	技術者	住所		
		氏名		
		資格		
	技術者の勤務先	商号又は名称		
		所在地		
技術講習修了認定日				
技術者 番号	技術者	住所		
		氏名		
		資格		
	技術者の勤務先	商号又は名称		
		所在地		
技術講習修了認定日				
技術者 番号	技術者	住所		
		氏名		
		資格		
	技術者の勤務先	商号又は名称		
		所在地		
技術講習修了認定日				
技術者 番号	技術者	住所		
		氏名		
		資格		
	技術者の勤務先	商号又は名称		
		所在地		
技術講習修了認定日				

(様式 8-1)

所属先企業移動届出書

奈良県知事 殿

技術者 住 所.....
氏 名.....印

私は、.....年 月 日をもって、下記の企業より移動しましたので
届け出ます。

記

移動前

技術者の勤務先	商号又は名称	
	所在地	
技術者の資格		
第3次講習修了認定日		

(様式 8-2)

所属先企業変更届出書

奈良県知事 殿

技術者 住 所.....
氏 名.....印

記

変更前

技術者の勤務先	商号又は名称	
	所在地	
技術者の資格		
第3次講習修了認定日		



変更後

技術者の勤務先	商号又は名称	
	所在地	
技術者の資格		

添付書類

- ① 監理技術者証の写し（新所属先企業で交付されたもの）
- ② 技術者が新所属先企業に雇用されていることを証明するものの写し（社会保険加入証明書、健康保険証、雇用保険加入証明書等の写しのいずれか）。

(様式9)

請負業者評定調書（技術講習修了者・ナトム工法）

令和 年 月 日現在

許可番号	商号又は名称	所在地	技術者氏名・住所・資格
			<技術者氏名>
			<住所>
			<資格>
許可番号	商号又は名称	所在地	技術者氏名・住所・資格
			<技術者氏名>
			<住所>
			<資格>
許可番号	商号又は名称	所在地	技術者氏名・住所・資格
			<技術者氏名>
			<住所>
			<資格>
許可番号	商号又は名称	所在地	技術者氏名・住所・資格
			<技術者氏名>
			<住所>
			<資格>
許可番号	商号又は名称	所在地	技術者氏名・住所・資格
			<技術者氏名>
			<住所>
			<資格>
許可番号	商号又は名称	所在地	技術者氏名・住所・資格
			<技術者氏名>
			<住所>
			<資格>

※ この様式9においては、上記項目の他、代表者・電話番号・メールアドレス等企業情報をより詳細に記載することもある。

(様式 10)

講 習 欠 席 届

奈良県知事

殿

令和 年 月 日

商号又は名称	印
代表者	
所在地	
電話番号	
技術者氏名	

本年度、受講を予定しておりました技術者講習（ナトム工法）第3次講習につきましては、下記の理由により欠席させていただきたく、本講習欠席届を提出いたします。

理由：

